

IWATE TRUCKING REPORT

岩手県トラック情報

2026
令和 8年

1月

第3号

謹賀新年



公益社団法人

岩手県トラック協会

〒0202-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9番 1号

TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010

ホームページ <https://iwatokyo.or.jp/>

【新年の御挨拶】（公社）岩手県トラック協会 会長 黒澤信	1
【新年の御挨拶】東北運輸局 岩手運輸支局長 小野寺実	2
【新年の御挨拶】岩手労働局長 白石好春	3
【新年の御挨拶】岩手県警察本部 交通部長 加藤秀昭	4
【トラックの日事業】岩手ビッグブルズ冠マッチに協賛	5-6
【ダンプトラック部会】要望活動／東北ブロックダンプ輸送協議会／ 岩手・青森県境ダンプトラック輸送に関する意見交換会	7
令和7年度 運輸関係事業功労者等表彰式	8
ドライバーの加齢変化に備える事故防止セミナー／引越基本講習・引越管理者講習／ 第30回全国トラック運送事業者大会	9
過労死等防止対策セミナー／トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係わる研修会／ 女性社員セミナー	10
自動点呼セミナーならびに自動点呼機器展示会／年末安全点検パトロール	11
岩ト協助成制度について（助成金利用状況）	12
実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化	13-14
適正化事業巡回指導実施状況（4月～11月）	15
令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～11月）	16
（陸災防）荷役ガイドライン説明会／講習会等開催予定（1月～3月）	17
（陸災防）労働災害発生状況：速報値	18
重大事故発生状況／会員の動き	19
運行管理者試験（貨物）対策講習会・模擬試験のご案内	20-21
東北交通共済 ご挨拶	22

岩手県トラック協会長表彰の推薦について

当協会では、協会運営並びにトラック運送事業の健全な発展と社会的地位向上の功績が認められた方々に対し、岩手県トラック協会長表彰を授与しております。以下の通り、表彰規定をお知らせいたしますので、岩ト協または、所属支部へ申請をお願いいたします。受賞者は、来年度の通常総会の会場において表彰します。（令和8年5月開催予定）

推薦期限

令和8年3月31日（火）【期限厳守】

推薦人数

人数制限については岩ト協ホームページ掲載の表彰規定をご覧ください。

対象

いずれも現職者であること

- ・事業役員……役員として13年以上 48歳以上
 - ・従業員……従業員として15年以上 現在の職場に5年以上勤務
 - ・運転者……運転者として10年以上 現在の職場に5年以上勤務、責任事故皆無の方
- ※その他、業界の発展のために著しい功績があったと認められる方々も対象

提出書類

履歴書、功績調書、無事故・無違反証明書（自動車安全運転センター発行）、その他参考資料
※無事故・無違反証明書にて直近3年間の無事故・無違反が確認できること



新年の御挨拶

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、日頃より協会運営に格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年4月から「時間外労働の罰則付き上限規制」がトラックドライバーにも適用され、ドライバー不足の問題は一段と深刻化しております。いわゆる物流の「2024年問題」、
“運びたくても運べない時代”の到来が現実味を帯びており、各社におかれましては、その対応に苦慮されていることと思います。



(公社)岩手県トラック協会
会長 黒澤 信

こうした中、昨年4月には「改正貨物自動車運送事業法」が施行され、「運送契約の書面化」や元請事業者による「実運送体制管理簿」の作成が義務付けられた他、6月には「貨物自動車運送事業法」が追加改正されるなど、トラック運送業界の支援に主眼を置いた体制整備の動きが加速しております。

これらに適切に対応することは、業界が抱える課題の解決に向けた重要な取り組みである一方、事業運営上の新たな負担となっており、人手不足や人件費の上昇、燃料価格の高止まりなどのコストアップ要因も重なり、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況の中、長年にわたる業界の悲願であった「軽油引取税の暫定税率の撤廃」が、今年4月に実施される見通しとなったことは、数少ない明るいニュースです。燃料価格の一定の低下が期待されるものの、依然として高水準の軽油価格が経営に与える影響は大きく、今後も適正原価の把握と荷主企業との交渉努力を継続することが不可欠です。

また、物価高を背景に「価格転嫁」への理解が産業全体に広がりを見せており、「トラック・物流Gメン」の活動強化も追い風となって、業界の実情に理解を示す荷主企業が増えつつあります。まだ道半ばではありますが、要望が受け入れられやすくなるなど、物流の構造改革が着実に動き始めていることを実感しております。

本年も当協会では、飲酒運転や車輪脱落事故の根絶をはじめ、重大交通事故および労働災害の防止に一層力を注ぐとともに、関係法令の改正や先進的な取り組みに関する情報を迅速に共有し、会員の各社の運営に資する各種事業を積極的に実施してまいります。

今後とも岩手県トラック協会は、「会員のための協会」であり続けることを基本理念に、皆様からのご意見・ご要望に真摯に耳を傾けながら、共に課題を乗り越え、持続可能なトラック運送事業の実現を目指してまいります。

結びに、会員事業者の皆様並びに従業員の皆様の、ますますのご発展とご健勝を心より祈念申し上げます。新年のご挨拶といたします。



年頭の挨拶

あけましておめでとうございます。
令和8年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人岩手県トラック協会の皆様におかれましては、
お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

黒澤会長をはじめ会員の皆様方には、日頃から国土交通行政
の円滑な推進に、深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、輸送秩序の確立はもとより事
故防止、環境保全活動等に積極的に取り組み、公益性を持った
活動を展開され地域社会への貢献と業界の発展のために先頭と
なっており、ご尽力されております。さらには、会員の皆様におかれま
しても、物流の基幹産業として多様化・高度化する利用者ニーズ
に的確に対応され、我が国産業の発展と国民生活の維持・向上に日々貢献されておりますことに対し
して、改めて敬意を表する次第であります。

さて、岩手県の経済情勢は、日本銀行盛岡事務所が発表した昨年10月の岩手県金融経済概況により
ますと、「県内経済は、一部に弱めの動きもみられるが、持ち直している。」とされているものの、トラッ
ク業界を取り巻く環境は、人件費をはじめとした様々なコストの上昇や、ドライバー不足、カーボン
ニュートラルへの対応などにより、依然として厳しい状況が続いているものと認識しております。この
ような状況の中、トラック業界の皆様におかれましては、強い使命感を持ち、日々、国民生活や経済活動
を支え、また地震等の災害発生時には緊急物資輸送など復旧、復興を支える極めて公共性の高い役割を
担っているものと理解しているところであります。

トラック運送事業においては、昨年4月の物流改正法一部施行により物流革新に向けた取り組みが
加速しており、皆様には、物流効率化など様々な取り組みを荷主企業とともに進めていただいていると
ころですが、本年においても一定規模以上の荷主・物流事業者に対し「中長期計画の作成や定期報告等
の義務化」などの物流改正法の一部施行が予定されております。

また、昨年6月には議員立法でトラック適正化二法が成立し、「許可の更新制度の導入」「適正原価を
下回る運賃・料金の制限」「違法な白トラに係る荷主等の取り締まり」等が盛り込まれるなど物流の効率
化やトラック事業が魅力ある事業となる土台が整備されてきております。

岩手運輸支局としましても、これらの取り組みを踏まえ、荷主・元請け事業者に対してトラック運送
の現状について理解を求めていくとともに、トラック・物流Gメンによる周知活動などの取り組みを継
続的に進めつつ、悪質な荷主や運送事業者については、地方貨物自動車運送適正化実施機関との連携に
より適正な指導や監査を実施し、改善を図り、改善が見られない場合はさらに厳正に対処することで事
業環境の健全化を図ってまいります。

運送事業の根幹は「安心・安全」です。令和8年は「次期事業用自動車総合安全プラン」として、あらた
な取り組みを始める年となります。これまで、岩手運輸支局では特に、車輪脱落事故防止、飲酒運転「ゼ
ロ」については非常に重大であるとの認識から重点的に取り組みを進めてまいりました。引き続き、事
業用自動車の安全と安心を確かなものとするため、「次期事業用自動車総合安全プラン」の取り組みと
ともに運輸安全マネジメント評価、安全性優良事業所(Gマーク)制度等を活用した安全に対する事業
者の意識向上などの事故防止対策に取り組んでまいります。

結びに、公益社団法人岩手県トラック協会と会員皆様方の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまし
て、新年のご挨拶とさせていただきます。



東北運輸局 岩手運輸支局長
小野寺 実



新年の御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人岩手県トラック協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働条件の確保・改善、労働災害の防止、労働者の健康確保など、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運転者の労働時間につきましては、一昨年4月から年960時間の時間外上限規制が罰則付きで適用されました。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)も同様に施行され、皆様方におかれましては、上限規制と新たな改善基準告示の下で、運行計画の見直しをはじめ、引き続き、輸送経路、モーダルシフト並びに再配達削減に向けた取組など各社の経営戦略の見直しも含め進められているところと存じます。

厚生労働省としても、各都道府県労働局及び各労働基準監督署の「荷主特別対策チーム」から発着荷主等に対し、発着荷主等の長時間の荷待ちを発生させないことなどを引き続き、要請と働きかけを行うとともに各種助成金のご案内も併せて行うこととしております。

岩手労働局では、改正改善基準告示の周知や荷主要請等の取組を重点的に行うことにより、トラック運転者の方々が健康に働くことができる環境整備に努めてまいりますので、働き方改革の実現に向け、一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

一方、労働災害の防止対策に関しまして、岩手労働局における休業4日以上の労働災害による死傷者数は、令和7年11月末速報値で1,152人(新型コロナウイルス感染症による死傷者数を除く)と、前年同期比で34人増加しており、道路貨物運送業に係る死傷者数につきましては120人、前年同期比で8人増加しております。死亡者数については、11月末速報値で5人と、前年同期比で4人減少しており、道路貨物運送業での死亡災害はありません。

岩手労働局としましては、本年も引き続き、各労働基準監督署と連携し、定期的な監督指導、安全衛生パトロール、安全講習会の実施等を通じて、労働災害の発生防止に全力で努めてまいります。

なお、令和5年度から、「第14次労働災害防止計画」がスタートし、令和8年度は4年目を迎えます。本計画における道路貨物運送業対策については、荷役作業における墜落・転落災害防止対策の充実強化を重点対策に掲げ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を45%以上とし、死傷者数を5%以上減少させることを目標としているところであり、目標が達成できるよう、貴会の皆様の御協力を重ねてお願い申し上げます。

末筆ながら、岩手県内で働く全ての方々が安全、安心に暮らせることと、貴会並びに会員の皆様方の益々の御健勝と御発展を心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶に代えさせていただきます。



岩手労働局長
白石好春



年頭挨拶

あけましておめでとうございます。

公益社団法人岩手県トラック協会の皆様には、日頃から交通安全活動をはじめ、警察行政の各般にわたり、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼を申し上げます。



岩手県警察本部 交通部長
加藤 秀昭

昨年の県内における交通事故情勢につきましては、これまで減少傾向にあった発生件数、死者数、負傷者数いずれも増加に転じ、ドライバーを含め高齢者が当事者となる事故件数や死者数の割合に上昇の兆候が見られるなど、非常に厳しい状況にあります。

また、昨今の全国における自転車関連事故の増加を踏まえ、道路交通法が改正され、令和5年4月から全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化、令和6年11月から自転車運転中の携帯電話使用等及び自転車の酒気帯び運転への罰則の適用に加え、本年4月からは自動車と同様、自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されることとなっております。

この交通反則通告制度の導入に伴い、自動車には、自転車等の側方を通過する際に十分な間隔がないときはその間隔に応じた安全な速度で進行しなければならないなどの規定が新たに整備されたほか、普通免許及び準中型免許の仮免許の年齢要件の引き下げ、9月からは、一定の生活道路における法定速度の時速30キロメートルへの引き下げが行われるなど、道路交通を取り巻く環境も大きな変化を迎えており、安全かつ良好な道路交通環境の実現に必要な対策を総合的に推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、県警察といたしましては、本年の活動重点の一つに「安全意識を高める目立つ街頭活動及び交通指導取締りの推進」を掲げ、関係機関・団体の皆様と連携しながら、総合的な交通事故抑止対策を推進してまいります。物流の中心を担う皆様におかれましても、引き続き、一般ドライバーの手本として「ライトの早め点灯」や「横断歩行者の保護」、「車間距離の保持」などに配慮した安全運転を励行していただきますようお願い申し上げます。

結びに、岩手県トラック協会の益々の御発展と、会員の皆様の御多幸を祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

10月9日「トラックの日」

IWATE BigBulls

冠試合に協賛

観戦来場者へのPR活動を実施しました。

これまで、「10月9日トラックの日」広報事業として、イベント「トラックフェスタ」を開催してきましたが、昨年度からこれに代わる催しとして、盛岡市をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「岩手ビッグブルズ」の冠試合への協賛と、来場者へのPR活動を実施することといたしました。これを受け、今シーズン岩手ビッグブルズのホーム開幕戦2連戦の初目となる、令和7年10月18日(土)タカヤアリーナ(盛岡市本宮)での試合に協賛、この試合が「(公社)岩手県トラック協会プレゼンツ」として開催されました。

試合当日はあいにくの雨でしたが、朝早くから多くのファンが来場し、会場は熱気に包まれました。こうした中、岩手県トラック協会は青年経営研究会の協力のもと、業界PRチラシを封入したクリアファイルを来場者全員に配布したほか、来場者アンケートに協力いただいた方を対象に、オリジナルグッズが当たる大抽選会を開催しました。また、トラック3台を展示し、運転席や荷台への体験乗車を行うなど、暮らしに身近で欠かすことのできない、トラック輸送の重要性について来場者にPR活動を行いました。





絵画表彰式



最優秀賞(大型ビジョン)



TOセレモニー



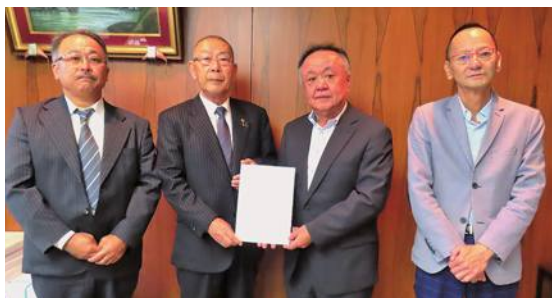
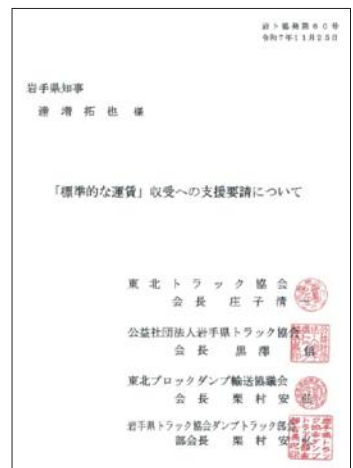
MVP賞



要望活動

ダンプトラック部会は、初となる東北トラック協会長との連名による要望活動を下記の3団体へ実施し「営業用ダンプトラックの適正利用」と「標準的な運賃が支払われるための周知徹底方法として特記仕様書への記載や適正な書面契約の締結」を内容とした要望書を提出しました。当日は相手方総勢8名の職員の方々と意見交換を行い、課題解決に向けた対応を求めました。各団体からは前向きな回答をいただいております、要望実現に向けて今後も継続した活動を予定しています。

- ①岩手県知事(県土整備部).....11月25日
- ②一般社団法人岩手県建設業協会.....10月16日
- ③国土交通省 東北地方整備局 岩手河川国道事務所.....10月16日



(一社)岩手県建設業協会:岩手県建設会館3階

左より

委員 (有)堀幸運輸 代表取締役 堀口 司(二戸)
 部会長 栗村建設(株) 代表取締役 栗村安弘(大船渡)
 (一社)岩手県建設業協会 専務理事兼事務局長
 岩淵伸也様
 副部会長 久慈港運(株) 代表取締役 兼田忠康(久 慈)

東北ブロックダンプ輸送協議会

ダンプトラック部会は11月6日、福島県いわき市で今年度第2回となる東北ブロックダンプ輸送協議会に出席し、「営業用ダンプトラックの適正利用」と「標準的な運賃収受に向けた支援要請」を内容とした東北6県の統一要望活動に係る活動状況について情報交換を行いました。各県の発表では6県中4県が既に要望書を提出済みであり、残りの2県についても12月以降、他県同様に県知事、建設業協会、河川国道事務所への提出を予定しています。なお、提出済みの県においては、各団体から今後の対応方針について前向きな回答を受けているとのことでした。

また、緑ナンバーの利用を促進するため、改めて白ナンバーとの違いを社会情勢や法的な観点から確認し、「グレーゾーン」を排していく必要性と、行政に対する照会を継続していくことを再認識しました。



全ト協 岡田部会長(来賓挨拶)

部会からの出席者は

部会長 栗村建設(株) 代表取締役 栗村安弘(大船渡)
 代理出席 (有)堀幸運輸 代表取締役 堀口 司(二戸)
 代理出席 久慈港運(株) 事業部長 三船修司(久 慈)

岩手・青森県境ダンプトラック輸送に関する意見交換会

ダンプトラック部会は12月5日、八戸市において支部活動としては初めてとなる、青森県三八支部と岩手県久慈支部・二戸支部による意見交換会を開催し、岩手県からは部会員6社7名が出席しました。(参加者は来賓の全ト協岡田部会長、東北ブロック栗村会長の他、三八支部役員、事務局合わせた計22名)

意見交換会では、現場において自家用ダンプトラックの不適正な稼働がほとんどない、三八支部における過去の取組み事例の紹介があった他、標準的な運賃収受に向けた現時点での交渉単価の認識をすり合わせ、単価アップに向けた意思統一を行いました。



令和7年度 運輸関係事業功労者等表彰式

令和7年11月4日(火)、ホテルメトロポリタン盛岡本館において、令和7年度運輸関係事業功労者等表彰式が開催され、多年にわたり事業や運転業務に従事し、職責を全うされた従業員、運転者や安全性優良事業所として輸送の安全対策に顕著な功績が認められる事業所等が表彰されました。心よりお祝いを申し上げますと共に、今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。



表彰者名簿

東北運輸局長表彰

事業従事者の部 1名(1社)

氏 名	所属会社名
佐々木 裕 子	岩手庄子運送(株)

運転者の部 8名(6社)

氏 名	所属会社名
佐 藤 隆	(株)共栄運輸花巻
及 川 竜 也	白金運輸(株)
朴 澤 健	東磐運送(株)
藤 本 達 也	(株)ホクリョウ物流
小 泉 晃	(株)ホクリョウ物流
村 松 誠	(株)ホクリョウ物流
福 山 勇 司	DOWA通運(株)
佐 藤 勝	岩手庄子運送(株)

岩手運輸支局長表彰

事業従事者の部 5名(3社)

氏 名	所属会社名
松 本 勝 弥	DOWA通運(株)
千 葉 洋 二	岩手庄子運送(株)
佐 藤 ますみ	白金運輸(株)
後 藤 幸 明	白金運輸(株)
菊 地 結 佳	白金運輸(株)

運転者の部 13名(6社)

氏 名	所属会社名
小 林 徹	DOWA通運(株)
下屋敷 徳 光	(株)ホクリョウ物流
橋 本 豊	(株)ホクリョウ物流
伊 藤 拓 哉	(株)ホクリョウ物流
佐 藤 均	(株)サンライズトランスポート
佐 藤 光	(有)興進運輸
大 石 広 一	(株)共栄運輸花巻
高 橋 道 伸	(株)共栄運輸花巻
村 松 智 明	(株)共栄運輸花巻
藤 原 孝 志	(株)共栄運輸花巻
及 川 義 光	(有)水沢陸送
佐々木 英 樹	(有)水沢陸送
石 川 徳 之	(有)水沢陸送

安全性優良事業所表彰 8事業所(6社)

事業所名
DOWA通運(株) 本社営業所
DOWA通運(株) 盛岡営業所
DOWA通運(株) 花巻営業所
(株)新開トランスポートシステムズ 一関営業所
(有)中山運送 本社営業所
日本高速運輸(株) 北上営業所
日本郵便輸送(株) 岩手営業所
丸一運送(株) 盛岡支店

安全性優良事業所表彰 16事業所(15社)

事業所名
岩手庄子運送(株) 本社営業所
岩手庄子運送(株) 一関営業所
NXキャッシュ・ロジスティクス(株) 盛岡センター
一関糧運(株) 本社営業所
カメイ物流サービス(株) 盛岡営業所
(株)浜名コーポレーション 盛岡営業所
三八五通運(株) 沼宮内営業所
東北鉄道運輸(株) 盛岡
会津通商(株) 盛岡
SBSフレイトサービス(株) 宮古営業所
(有)興進運輸 本社営業所
東北新開(株) 本社営業所
成和物流(有) 本社営業所
二葉運送(株) 本社営業所
一関配送(株) 金ヶ崎営業所
(有)水沢陸送 本社営業所

ドライバーの加齢変化に備える事故防止セミナー

令和7年10月7日(火)13時30分から、総合研修会館大研修室において「ドライバーの加齢変化に備える事故防止セミナー」を開催し、会員59社から66名の方が受講されました。昨今の貨物自動車運転者の平均年齢は上昇傾向であり、年齢構成では50代の運転者が突出して多い状況にあります。こうした状況を踏まえ、今年度初開催となった本セミナーでは、講師に東京海上ディーアール株式会社 運輸・モビリティ本部 川上啓一氏をお招きし、加齢に伴う身体的変化と運転に与える影響、事故発生状況・傾向から、現状を把握し加齢変化に備えた健康づくり、安全習慣を通しての事故防止についてお話いただきました。



東京海上ディーアール株式会社
運輸・モビリティ本部 川上啓一 氏

令和7年度 引越基本講習・引越管理者講習

令和7年10月9日(木)～10日(金)の二日間にわたり、引越関連の講習会を開催いたしました。初日となる9日は「引越基本講習」で会員3社から7名の方に、2日目となる10日は「引越管理者講習」で会員5社から16名の方にそれぞれ受講いただきました。講師は(公社)全日本トラック協会 輸送事業部長 土屋文昭氏。

本講習は、引越事業に携わる実務者の方に、引越に係る必要な知識を身に付けていただき、利用者が安心して引越を依頼できる人材育成を目的に開催しており、受講修了者に対しては(公社)全日本トラック協会が発行する「修了証」が発行されました。



(公社)全日本トラック協会
輸送事業部長 土屋文昭 氏



第30回全国トラック運送事業者大会

令和7年10月15日(水)、朱鷺メッセ(新潟県)において、(公社)全日本トラック協会が主催する事業者大会が開催され、全国から約1,300名(本会からは事務局を含む21名)が参加しました。

物流業界における2024年問題をきっかけに、持続可能な物流体制の構築が急がれている中、「トラック適正化二法施策に向けての期待」と題し、パネルディスカッションが開かれたほか、記念講演として「2025年これからの地方創生」と題し、新潟日报社 相談役の小田敏三氏が登壇し、記者時代の様々な経験、田中角栄氏との交流など、貴重なエピソードを交えつつ解説されました。

また、大会の結びに12項目のスローガンを含む大会決議を満場一致で採択すると共に、ガンバローコールを行い、参加者全員が一致団結して事故防止対策や人材確保対策など当面する諸課題に全力で対応していくことを誓い合いました。



会長挨拶



新潟日报社 相談役
小田敏三 氏



大会決議



令和7年度 「過労死等防止対策セミナー」

令和7年10月15日(水)13時30分から総合研修会館大研修室において「過労死等防止対策セミナー」を開催し、会員23社から25名の方が受講されました。運輸業・郵便業では、長時間労働の常態化等の影響により、脳・心臓疾患や精神障害等での労災支給件数が多い状況にあります。こうした状況を踏まえ、SOMPOリスクマネジメント(株)の中濱春樹氏を講師としてお迎えし、管理者が健康起因による事故等の現状を認識した上で、ドライバーの適切な健康管理、生活習慣の改善をどう促していくかなど、具体的な手法について説明いただきました。セミナー後半では個人ワーク、グループワークに取り組み、受講者は理解を深めました。



SOMPO
リスクマネジメント(株)
中濱春樹 氏



トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係る研修会

令和7年11月11日(火)13時30分から総合研修会館大研修室において、「トレーラの安全な使用及び関係法令改正に係る研修会」を開催し、会員26社から31名の方が参加しました。講師に(一社)日本自動車車体工業会 トレーラ部会サービス委員会 時田宗一氏と酒巻徹氏のお二人をお招きし、トレーラを取り巻く環境をはじめ、特殊車両通行確認制度や最新法令改正内容、ROC(横転制御装置)に有効性、事故・車両火災防止のための点検整備の重要性、車輪脱落の予防整備についてお話いただきました。



(一社)日本自動車車体工業会
トレーラ部会サービス委員会
時田宗一 氏 酒巻徹 氏

<一関支部>令和7年度 女性社員セミナー

令和7年11月12日(水)、ベリーノホテル一関において、令和7年度の女性社員セミナーが開催され、一関地域の会員17社から35名が参加しました。講師に栄養士でUnma代表の及川まりえ氏をお迎えし「季節を楽しむ♪女性のための食べ方の秘訣 ～がんばらない食習慣で心と体を整える食べ方～」と題し、身近なテーマである食習慣を通して心身を整えるコツといった食習慣デザインなどが紹介され、参加者はメモを取りながら熱心に聞き入っていました。



Unma代表 及川まりえ 氏



自動点呼セミナー (ICT活用と点呼の高度化による事故防止セミナー) ならびに自動機器展示会

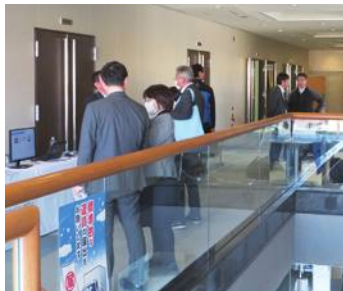
令和7年11月14日(金)12:00から総合研修会館大研修室において、講師に東京海上ディアーナル株式会社 運輸・モビリティ本部 花島健吾氏をお招きし、自動点呼セミナー (ICT活用と点呼の高度化による事故防止セミナー) ならびに機器展示会を開催しました。

初の開催となった本セミナーならびに自動展示会は会員22社から33名が参加し、業務前点呼の運用方法と安全・事故防止、運行管理高度化の動向、運行管理の高度化について講義が行われ、自動点呼への理解を深めました。

併催された機器展示会では、国土交通省で認定された「業務前自動点呼機器」メーカー 5 社が出展し、開始当初から全ブースが参加者で埋まる状況も見られ、関心の高さが見られました。



東京海上ディアーナル株式会社
運輸・モビリティ本部
花島健吾氏



年末安全点検パトロール

令和7年12月3日～12月12日にかけて、岩手運輸支局並びに管轄の労働基準監督署及び警察署の方々に同行いただき、年末安全点検パトロールを実施いたしました。この事業は、繁忙期となる年末、県内では降雪・凍結による道路状況の悪化による、重大交通事故、労働災害の発生が懸念される時期となることから、事故防止意識、災害防止意識の高揚を図ることを目的として毎年この時期に実施しております。支部長、岩手運輸支局長、警察署長、労働基準監督署長の連盟での要請書を各社の代表者、管理者に手交するとともに、垂れ幕の掲示状況や、事故・労働災害防止対策の取り組み状況、また、大型車保有の事業所では、車輪脱落事故防止対策の実施状況について確認を行いました。(各支部での実施状況は表の通り)

なお、パトロール時に回収いたしました「下期の重点項目に関する実施報告書」につきましては、後日取り纏めのうえ、会員事業者の皆様へ情報提供いたします。

令和7年度 年末安全点検パトロール実施結果

令和7年12月3日～12月12日実施

地 域	実施日	パトロール点検 巡回事業所(内、不在)	班編成	参加者 会員数	関係先同行等	派遣 職員
中 央	12月 3日(水)	194 (2)	20	42	岩手運輸支局(2)、盛岡監督署(1) 陸奥防指(1)	4
花 巻	12月10日(水)	76 (2)	5	11	花巻監督署(1)、釜石監督署(1) 花巻警察署(1)、遠野警察署(1)	2
北 上	12月 9日(火)	70 (0)	7	15	花巻監督署(1)、北上警察署(1)	2
水 沢	12月 5日(金)	58 (0)	5	9	花巻監督署(1)、奥州警察署(1)	1
一 関	12月 3日(水)	67 (0)	10	19	一関監督署(1)、一関警察署(1) 千厩警察署(1)	1
大船渡	12月11日(木)	31 (0)	4	8	大船渡監督署(1)、大船渡警察署(1)	1
釜 石	12月 3日(水)	23 (0)	3	8	釜石監督署(1)、釜石警察署(1)	1
宮 古	12月12日(金)	28 (1)	3	6	宮古監督署(1)、宮古警察署(1)	1
岩 泉	12月 9日(火)	11 (0)	1	1	-	1
久 慈	12月 5日(金)	28 (0)	3	6	二戸監督署(1)、久慈警察署(1)	1
二 戸	12月 4日(木)	27 (0)	3	6	二戸監督署(1)、二戸警察署(3)	1
路 線	12月 5日(金)	11 (0)	1	8	盛岡監督署(1)	2
合 計		624 (5)	65	139		18

< 掲示物の確認 >

- ・「年末年始の輸送安全総点検」垂れ幕 (98.4%)
- ・「正しい運転・明るい輸送運動」垂れ幕 (99.0%)
- ・「いわて年末年始無災害運動」紙のぼり (99.5%)

- ・「令和7年下期の事故・労働災害防止に向けた
重点項目に関する実施報告書」の回収 (96.7%)

< 冬期間の労働災害防止 >

- ・ 冬季に多く発生する
「転倒災害」防止対策の実施 (99.3%)

< 車輪脱落事故の防止(「走る前、左後輪点検キャンペーン」) >

- ※大型車保有事業者対象
- ・「お・と・さ・な・い」チラシを用いた指導 (97.9%)
- ・ 停車の都度、走る前に左後輪のホイール・ナットに
緩みがないか目視等による確認 (100%)
- ・ 車内に「走る前、左後輪点検」
啓発ステッカーを貼付 (91.3%)

※中央・花巻・宮古は他支部所属事業者の営業所を含む

令和7年度 助成事業 利用状況 一覧

2025/12/10 現在

区 分	岩ト協			全ト協		
	予算額	執行額	残 額	予算額	執行額	残 額
優先項目	40,195,000	23,339,480	16,855,520			
一般項目	18,485,000	13,951,772	4,533,228			
全ト協：安全・健康	(安全装置・ドライバー安全研修・S A S)			6,830,000	2,826,800	4,003,200
全ト協：環境関係	(燃焼式ヒーター、車載バッテリー式クーラー)			600,000	540,000	60,000
全ト協：その他					1,043,300	
合 計	58,680,000	37,291,252	21,388,748	7,430,000	4,410,100	4,063,200

			助成額		
区分	制 度	数量	岩ト協	全ト協	合計
優先	健康診断	2,607	7,786,790	0	7,786,790
優先	健康診断（深夜従事運転者）	598	897,000	0	897,000
優先	運転記録証明	6,447	4,389,690	0	4,389,690
優先	適性診断（一般）	1,413	3,391,200	0	3,391,200
優先	適性診断（初任）	699	3,355,200	0	3,355,200
優先	適性診断（適齢）	260	1,248,000	0	1,248,000
優先	運行管理者講習（一般講習）	705	2,271,600	0	2,271,600
一般	E M S 機器	10	100,000	0	100,000
一般	D R 運行管理連携型	65	650,000	0	650,000
一般	A L C（ハンディ記録式）	18	382,000	0	382,000
一般	A L C（据置記録式）	32	960,000	0	960,000
一般	点呼支援機器等導入助成	8	800,000	0	800,000
一般	車輪脱落防止対策助成	10	450,000	0	450,000
一般	健康診断（脳ドッグ）	10	108,172	0	108,172
一般	免許取得費用助成	110	10,018,000	0	10,018,000
一般	運行管理者基礎講習	65	325,000	0	325,000
一般	中小企業大学校受講料助成	4	32,600	32,900	65,500
一般	フォークリフト運転技能講習	30	90,000	0	90,000
一般	交通労働災害防止担当管理者教育	6	12,000	0	12,000
一般	荷役災害防止担当管理者教育	3	3,000	0	3,000
一般	安全衛生推進者能力向上教育	4	8,000	0	8,000
一般	フォークリフト運転業務従事者教育	5	10,000	0	10,000
一般	車両系作業指揮者安全教育	1	2,000	0	2,000
一般	積卸作業指揮者安全教育	1	1,000	0	1,000
全ト協	後方視野確認支援装置（安全装置）	27	0	540,000	540,000
全ト協	携帯型アルコール検知器（安全装置）	8	0	160,000	160,000
全ト協	トルクレンチ（安全装置）	3	0	90,000	90,000
全ト協	自動点呼機器導入	8	0	800,000	800,000
全ト協	血圧計（全ト協）	3	0	145,400	145,400
全ト協	エアヒーター	6	0	360,000	360,000
全ト協	バッテリー式クーラー	3	0	180,000	180,000
全ト協	準中型免許（限定解除）	1	0	25,000	25,000
全ト協	準中型免許（新規取得）	1	0	40,000	40,000
全ト協	ドライバー中央研修	13	0	1,114,200	1,114,200
全ト協	S A S簡易検査	406	0	922,600	922,600



実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化



多重下請構造の可視化を図るため、**元請事業者に対し**、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿の作成が義務付け**られます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

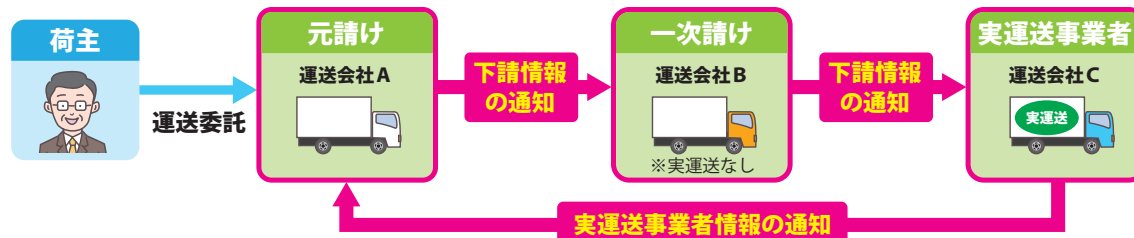
- ・元請事業者は、真荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- ・引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- ・利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- ・実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

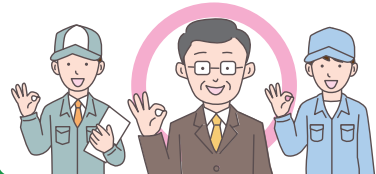
元請事業者は、真荷主に対して確実な輸送実績等を説明できる



実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる



多重下請構造の実態が明らかになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省 HP において公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」等をご確認ください。



国土交通省



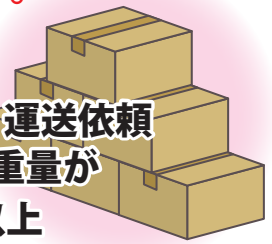
公益社団法人
全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、**1.5トン以上**です。
- 実運送する際の重量ではなく、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

1 荷主の1 運送依頼
あたりの重量が
1.5トン以上



● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。

- ① 実運送の**商号又は名称**
- ② 実運送事業者が実運送を行う貨物の**内容及び区間**
- ③ 実運送事業者の**請負階層**
(一次請け、二次請け等)

既存の配車表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

実運送体制管理簿のイメージ

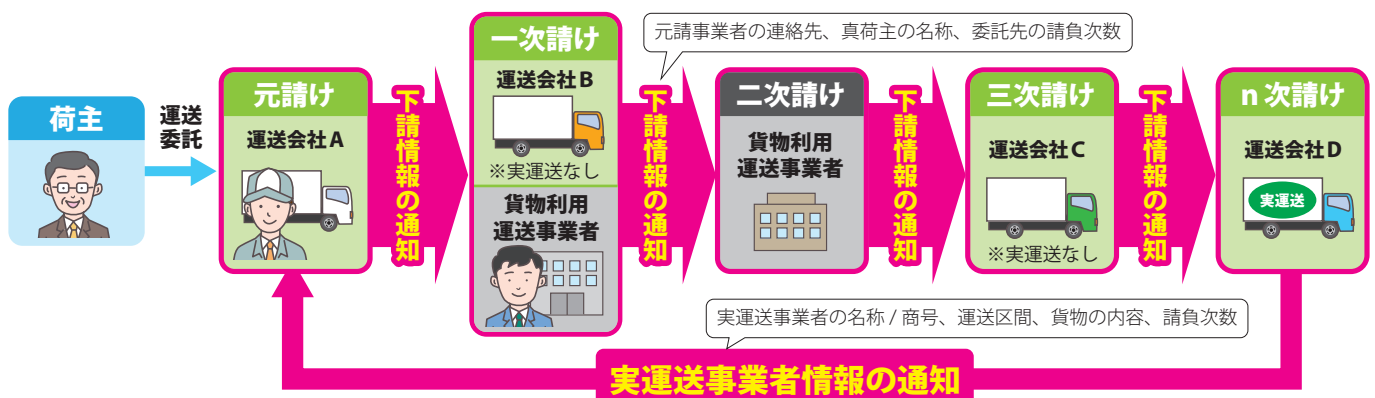
赤枠：必須の記載事項

実運送体制管理簿(機械メーカー丙社)							
実運送体制管理簿(製紙メーカー乙社)							
実運送体制管理簿(食料品メーカー甲社)							
積込日	運送区間	貨物の内容	実運送事業者の商号又は名称	請負階層	車番	ドライバー名	...
2/1(木)	××工場～○○工場	食品機械	A運輸	1次請け	11-11	○○	
2/1(木)	○○工場～Z営業所	冷凍食品	X運輸	元請け	22-22	○○	
2/1(木)	Z営業所～小売店ア	冷凍食品	O運輸	2次請け	33-33	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	D運輸	1次請け	44-44	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	E運輸	2次請け	55-55	○○	
2/2(金)	××工場～倉庫ウ	飲料	G運輸	3次請け	66-66	○○	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

- 真荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象である旨を確実に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



適正化事業巡回指導実施状況について(令和7年4月～令和7年11月)

県内の営業所を訪問し、法令に基づいた運営、帳票類の記入等の指導を行っている適正化巡回指導項目は現在55あります。このうち自主点検項目として営業所が自主的に点検する項目は17、適正化指導員が訪問し確認する項目は38となっております。その38項目について巡回指導の実施結果をお知らせいたします。なお、下表右の欄の①～⑩は、確認時に「不適」となったワースト10項目となっておりますので、改めて各社での状況を確認いただき、適切な対応をお願いいたします。

令和7年度 巡回指導項目別（岩手県）

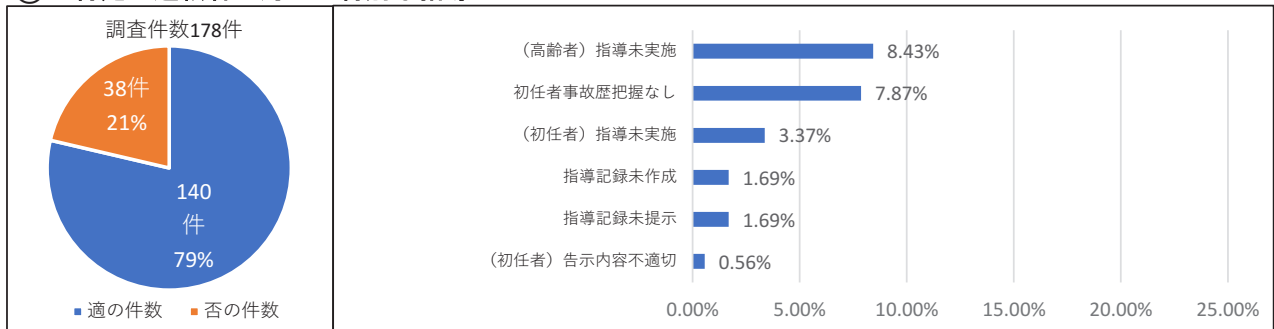
令和7年4月～令和7年11月

区分	重点	調査項目 (※印は「特別積合せ」のみの調査事項、☆印は重軽事業者は除外する)	令和7年度			令和7年度										R7	R8	R5
			調査件数	(否) 件数	(否) 率	0	10	20	30	40	50	60	70	80	90			
I. 事業計画等		(1) 主たる事務所及び営業所の名称・位置に変更はないか	245	0	-													
		(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか	245	7	2.9													
		(3) 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか	245	4	1.6													
		(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か	245	0	-													
		(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守・管理は適正か	245	0	-													
		(6) 届出事項に変更はないか(役員・社員・特定貨物に係る荷主名称変更等)	155	5	3.2													
		(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか	245	0	-													
		(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか	245	0	-													
II. 帳票類の 整備、報告等		(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか	126	0	-													
		(2) 自動車事故報告書を提出しているか	24	0	-												⑩	⑩
		(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか	245	3	1.2													
		(4) 車輛台帳が整備され、適正に記入等がされているか	245	1	0.4													
		(5) 営業報告書、事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)	154	16	10.4											⑦	⑧	
III. 運行管理等		(1) 運行管理規程が定められているか	245	0	-													
	○	(2) 運行管理者が選任され、届出されているか	245	1	0.4													
		(3) 運行管理者に所定の研修を受けさせているか	240	14	5.8											⑩		
		(4) 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか	245	0	-													
	○	(5) 過労防止を配慮した勤務・乗務時間を定め、時間が適正に管理されているか	245	44	18.0											③	⑥	①
	☆	(6) 過積載による運送を行っていないか	245	0	-													
	○	(7) 点呼の実施及びその記録・保存は適正か	245	37	15.1											④	③	③
		(8) 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か	245	4	1.6													
	☆	(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か	224	5	2.2													
		(10) 運行指示書の作成・指示・携行・保存は適正か	74	14	18.9											②	④	⑤
	○	(11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか	245	27	11.0											⑥	②	
	○	(12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか	178	38	21.3											①	①	②
	○	(13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか	178	17	9.6											⑧	⑤	⑦
IV. 車輛管理等		(1) 整備管理規程が定められており、これに基づき適正に整備管理業務がなされているか	245	0	-													
	○	(2) 整備管理者が選任され、届出されているか	244	1	0.4													
		(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか	234	28	12.0											⑤		⑥
		(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか	245	14	5.7												⑦	④
	○	(5) 定期点検基準を作成しこれに基づき適正に点検整備を行い記録簿が保存されているか	245	16	6.5											⑩		⑨
V. 労基法等		(1) 就業規則が制定され、届出されているか	177	0	-													
		(2) 36協定が締結され、届出されているか	241	7	2.9													
		(3) 労働時間・休日労働について違法性がないか(運転時間を除く)	245	1	0.4													
	○	(4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか	245	17	6.9											⑨	⑨	⑧
VI. 法定福利費		(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか	241	3	1.2													
		(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか	244	2	0.8													
VII. 運輸安全マネジメント		(1) 運輸安全マネジメントの実施は適切か。	245	5	2.0													
実態調査・指導事業所総件数			8,369	331	4.0													

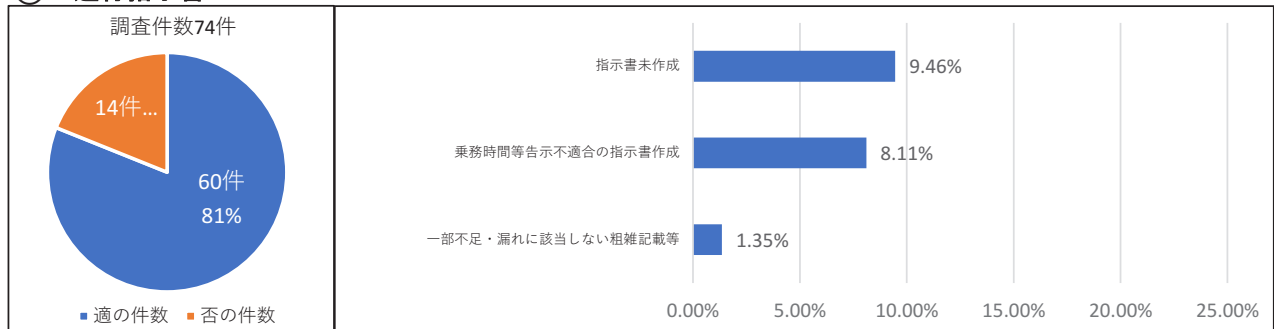
巡回指導項目別調査結果

令和7年度 否の割合順位別・詳細グラフ（4月～11月）

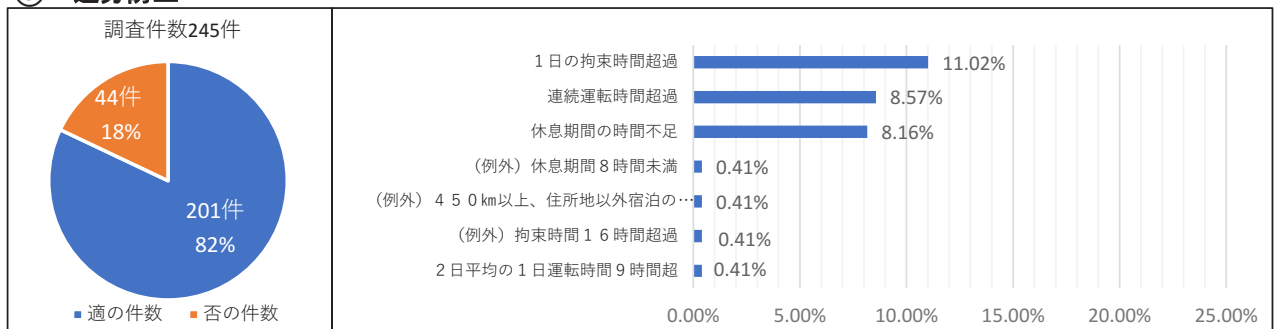
① 特定の運転者に対して特別な指導



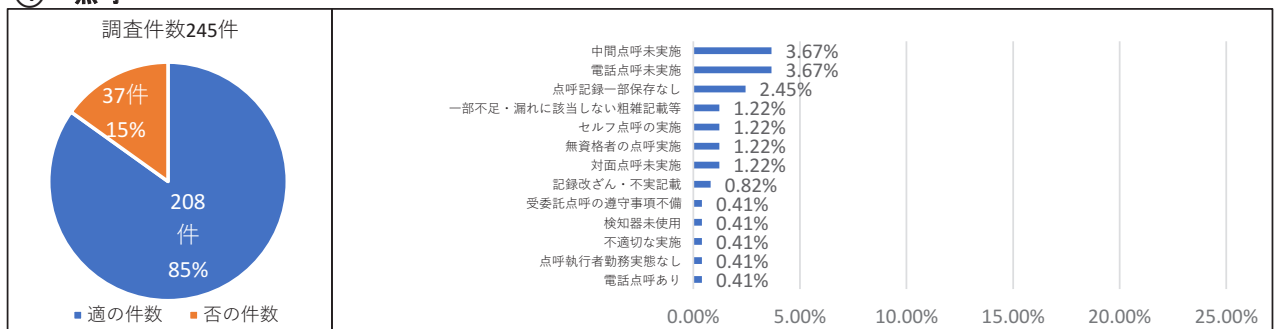
② 運行指示書



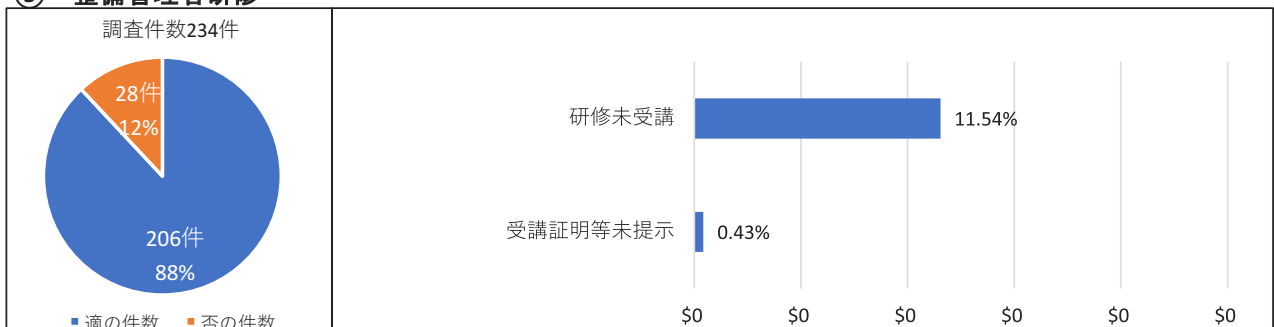
③ 過労防止



④ 点呼



⑤ 整備管理者研修





令和7年11月25日(火)13時30分、総合研修会館大研修室において、令和7年度厚生労働省補助事業「荷役作業安全ガイドライン説明会」を開催し、会員15社から17名の方が受講されました。

昨今の荷役作業における労働災害は荷役作業中の災害は全体の約6割、「墜落・転落」災害の起因物はトラックが7割、被災者は運転者が9割と多くを占める状況にあります。こうした状況を踏まえ、岩手労働局労働基準部健康安全課長 瀧磯寿氏、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 館下晴敏氏を講師としてお迎えし、荷役作業における労働災害防止策、安全衛生教育と安全衛生意識の高揚、荷主等との連絡調整について説明いただき、受講者は労働災害、安全衛生への理解を深めました。



岩手労働局労働基準部
健康安全課長
瀧磯寿氏



陸上貨物運送事業
労働災害防止協会
安全管理士
館下晴敏氏



陸災防岩手県支部主催の各種技能講習、安全衛生教育につきましては、以下の通り開催いたしますので、積極的かつ計画的に受講いただきますようご案内申し上げます。なお、詳細につきましては、ホームページに掲載しておりますのでご確認願います。(申請書含む)

また、岩手県トラック協会の助成制度(一部項目を除く)もご活用いただくことができますので、合わせてご確認ください。

技能講習

会場：矢巾…岩手県トラック協会総合研修会館

金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

はい作業主任者	矢巾会場	—	定員 70名	2/19(木)、20(金)	高さ2m以上のはい(荷扱い)作業に必要な作業を直接指揮する方の資格取得のための技能講習です。
フォークリフト 運転技能講習	金ケ崎会場	11時間コース	定員 10名	3/16(月)	1t以上のフォークリフト運転業務(「就業規則」)に必要な資格取得のための技能講習です。
		31時間コース	定員 30名	3/16(月)～19(木)	

安全衛生教育

会場：金ケ崎…岩手県トラック協会水沢研修会館

交通労働災害防止 担当管理者教育	金ケ崎会場	—	定員 30名	2/6(金)	本講習は、当該管理者の管理能力を向上させ、自主的な交通労働災害防止対策の促進を図るため、ガイドラインの教育カリキュラムに基づき実施する教育講習です。
作業指揮者 車両系・積卸し	金ケ崎会場	—	定員 30名	3/12(木)、13(金)	車両系：フォークリフト等の「車両系荷役運搬機械等」を用いて作業する際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育。 積卸し：一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車に積卸作業を行う際に選任が必要な作業指揮者に対する能力向上教育です。

労働災害発生状況について

令和 7 年 12 月 16 日現在の、労働災害発生状況についてお知らせいたします。

労働災害発生状況(岩手県)〔令和 7 年 11 月：速報値〕

令和 7 年 12 月 16 日現在

		死 傷 災 害 (休業 4 日以上)			死 亡 災 害		
		令和 7 年	令和 6 年	増 減	令和 7 年	令和 6 年	増 減
製 造 業		241	226	15	2	0	2
	転倒災害(内数)	65	48	17	0	0	0
鉱 業		1	4	-3	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	1	-1	0	0	0
建 設 業		153	166	-13	0	5	-5
	転倒災害(内数)	28	18	10	0	0	0
運輸交通	道路貨物	120	112	8	0	0	0
	転倒災害(内数)	15	22	-7	0	0	0
	その他(旅客等)	15	10	5	0	0	0
	転倒災害(内数)	5	3	2	0	0	0
貨 物 取 扱		1	5	-4	0	0	0
	転倒災害(内数)	0	2	-2	0	0	0
農 林 業		49	52	-3	0	2	-2
	転倒災害(内数)	5	6	-1	0	0	0
畜 産 水 産 業		55	62	-7	2	0	2
	転倒災害(内数)	7	9	-2	0	0	0
商 業		173	162	11	0	0	0
	転倒災害(内数)	81	61	20	0	0	0
通 信 業		16	10	6	0	0	0
	転倒災害(内数)	8	1	7	0	0	0
保 健 衛 生 業		131	133	-2	0	0	0
	転倒災害(内数)	52	55	-3	0	0	0
接 客 娛 楽 業		68	60	8	1	0	1
	転倒災害(内数)	32	23	9	0	0	0
そ の 他		129	116	13	0	2	-2
	転倒災害(内数)	57	48	9	0	0	0
合 計		1,152	1,118	34	5	9	-4
	転倒災害(内数)	355	297	58	0	0	0

道路貨物運送業における『労働基準監督署』別の発生状況

		合 計	盛 岡	宮 古	釜 石	花 巻	一 関	大 船 渡	二 戸
死亡災害	令和 7 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 6 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	増 減	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和 5 年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	【 備 考 欄 】								
死傷災害	令和 7 年度	120	43	2	2	51	12	3	7
	令和 6 年度	112	40	1	4	41	10	4	12
	増 減	8	3	1	-2	10	2	-1	-5
	増 減 率	7.1	7.5	100.0	-50.0	24.4	20.0	-25.0	-41.7
	令和 5 年度	124	37	4	3	42	18	5	8
	【 備 考 欄 】								

会員事業者の関係する重大交通事故の発生状況について

「令和7年重大交通事故・飲酒運転削減目標」に対する11月末時点の状況は、以下の通りです。

令和7年

重大交通事故・
飲酒運転削減目標

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 車輪脱落事故の発生件数を「ゼロ」とする。…………… | 6件 |
| ② 飲酒運転・酒気帯び運転を「ゼロ」とする。…………… | 0件 |
| ③ 第1当事者となる事故の死者数を「ゼロ」とする。…………… | 2人 |
| ④ 第1当事者となる事故発生件数を2件以内とする。…………… | 5件 |

(11月30日時点)

●車輪脱落事故について

令和7年1月から11月までに、既に6件の車輪脱落事故が報告されており、既に令和6年(1月～12月)の発生件数3件を大きく上回る件数となっております。11月～2月は車輪脱落事故が最も多く発生する時期となっております。これ以上の車輪脱落事故を起こさないためにも、従業員教育、整備、管理体制の徹底を改めてお願いいたします。

●死亡事故について

第1当事者となる死亡事故が2件発生しております。事故が発生しやすい冬季を迎えておりますので、引き続きの注意喚起をお願いいたします。

●飲酒運転について

「飲酒運転・酒気帯び運転ゼロ」につきましては、令和6年3月以降、20ヶ月連続でゼロを継続しております。飲酒運転は決して許されない犯罪行為です。従業員同士、日々声を掛け合いながら、引き続きゼロの継続に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和7年 重大交通事故発生概要(重傷事故・死亡事故)

※地域は事業者所属の地域、カッコは発生営業所の所在地域

主管地域 (所属地域)	発生日	道路種別	当事	死亡	重傷	事故内容
一 関	10月21日	東北自動車道	1	0	2	18時50分頃、埼玉県さいたま市の東北自動車道上りで、前方の大型トラックに追突し、その衝撃でさらに前方の乗用車も巻き込まれる玉突き事故が発生した。 この事故で運転者(42歳)が右足大腿骨骨折などの重傷、追突された大型トラックの運転者も頸椎骨折などの重傷、乗用車の運転者は軽度のむち打ちと全身打撲の軽傷を負った。ドリンクキャップを閉めようと脇見運転したことによる前方車両の発見の遅れが原因と見られる。 (衝突被害軽減ブレーキを解除した状態でオートクルーズで走行)

<令和7年度第2号発刊以降に発生した事故を掲載>

会員の動きについて ※敬称略 ※11月末日時点

退
会

(株)奥州志紅急便 11月30日付 水沢支部

代表者変更
(※新代表者を記載)

マルヨ産業運送(株)	平野 浩
(株)山與	高橋 健一
(有)那須野葬祭社	那須野もと

名称変更

(株)イシウン

対策講習会・模擬試験のご案内

岩ト協会員事業者用

岩ト協では今年度第2回目（試験期間：令和8年2月14日～3月15日）の運行管理者試験（貨物）を受験する会員事業者を対象に、受験対策のための講習会（勉強会）および模擬試験を開催いたします。受講をご希望の方はこの案内をご確認の上、別紙申込書に必要事項を記入し、申込期日までにFAXまたはメールにてお申込みください。

※本対策講習会及び模擬試験は「運行管理者基礎講習」ではありません。

岩ト協HP→<https://iwatokyo.or.jp/>

対策講習会

①会場受講

②Webツール『Zoom』配信で受講（①を同時配信します）

上記いずれかの受講方法をお選びいただけます。

日 時

令和8年1月24日（土）9：30～16：00（予定）

講習内容

講師の方をお招きし、テキストをもとに過去の出題ポイントを押さえた勉強会

必要なもの

テキスト（右写真）、筆記用具、昼食

テキスト購入

Zoom受講の方は、視聴機器（PC、スマホ等）へ『Zoom』アプリのインストールをお願いします。

岩ト協窓口又は、販売元等で各自購入（1冊2,640円・税込）

【使用テキスト：輸送文研社発行】

<貨物編> 過去の問題の解説と実践模擬問題 令和8年3月受験対策版

※岩ト協窓口での販売分の領収書は、インボイス対応領収書ではありません。

インボイス対応の領収書が必要な場合は、直接販売元の「輸送文研社」又はインターネット販売から購入してください。

※岩ト協各支部での販売、郵送販売は行いません。

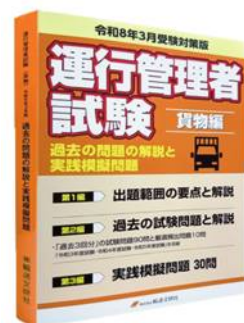
※過去のテキストは使用できません。

※窓口での購入の際は、なるべくお釣りのないよう御協力をお願い申し上げます。

定 員

100名（会場受講のみ・FAX受付先着順）定員に達した場合岩ト協HPにてお知らせします。

申込締切

令和8年1月16日（金）必着

①岩ト協会場で受講 会場等

受付開始

9：00～

会 場

岩手県トラック協会2階 大研修室（岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9-1）

※会場受講者への受付完了の個別連絡は行いませんので、当日会場にお越しください。

②webツール『Zoom』配信で受講 準備と当日のながれ

事前準備

事前に、視聴する機器へアプリ『Zoom』をインストール。

※1月20日（火）に受講者へログインに必要な「ミーティングID」「パスワード」等を通知します。

21日（水）までに通知が来ない場合は、お問い合わせください。

接続開始

9：00～ 講習開始までに『Zoom』へログインし視聴。

時間に余裕をもってログインをお願いします。

注意事項

長時間のネット接続となりますので、有線LAN接続やWi-Fi接続など安定したネット環境でご視聴下さい。なお、ネット接続方法によっては通信料が発生する場合がございます。その場合の通信料は自己負担となりますのでご了承ください。

★当日、筆記にて解答して頂きますが、
実際の試験方法は筆記ではなく、PCを用いた『CBT試験』です。

模擬試験

模擬試験問題を解き、下記のいずれかを選択出来ます。

①適正化指導員の解説を会場で受講

②動画共有サイト『YouTube』の解説動画を視聴

※②については、当日の会場で解説した動画を配信します。

①会場で受講

日 時	令和8年2月6日（金）10：00～15：30（予定） 受付開始9：30～
会 場	岩手県トラック協会 2階大研修室（岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目9-1）
講習内容	【午前】実際の試験時間（90分）内に模擬試験問題を解答 【午後】適正化指導員の問題解説
必要なもの	筆記用具、昼食
定 員	100名（FAX受付先着順）定員に達した場合岩ト協HPにてお知らせします。
申込締切	令和8年1月16日（金）必着

②動画共有サイト『YouTube』の解説動画を視聴

配信期間	令和8年2月13日（金）～3月15日（日）（予定）
講習内容	岩ト協HPに掲載される模擬試験問題を解き、自己採点后、動画共有サイト『YouTube』にて限定公開される問題の解説動画を各自視聴。（動画の内容は①と同じです） ※会場で受講された方も配信期間中は改めてご確認ください。
必要なもの	解答・自己採点済みの模擬試験問題（模擬問題は岩ト協HPに掲載されるので各自ダウンロード・印刷） 動画を視聴する機器（PC、スマホ、タブレット等）
申込締切	令和8年1月16日（金）必着

～対策講習会ならびに模擬試験を受講される皆様へお願い～

本事業の効果測定のため、対策講習会・模擬試験を受講された方を対象に

合格発表後、アンケートを実施させていただきます。何卒ご協力をお願い致します。（アンケート結果を第三者に公表することはありません。）

【連絡先】（公社）岩手県トラック協会 適正化事業部 TEL 019-637-2171 FAX 019-638-5010
岩ト協HP→<https://iwatokyo.or.jp/>

新年あけましておめでとうございます

本年もトラック運送事業者様の共済

東北交通共済をよろしくお願いします

東北交通共済は、非営利組織として運送事業者に特化した**トラック共済**、**自賠責共済**、**各種損保商品**の販売及び**トラック事故防止事業**を運営しております。**トラック協会と共に歩む全国トラック交通共済連合会加盟の東北交通共済**にお気軽にご相談ください。**Face to Face!** お会いしないとトラック共済の良さはお伝えできません。まずお電話を!! 補償の充実や保険の見直しのご相談、トラック共済や損害保険のお見積り、何でもご相談を!! **無料**で承ります。

トラック共済の特徴

- ① トラック共済独自の低廉な掛金
- ② 多数割引は最大で10%、優良割引は最大で70%と業界トップクラスです
- ③ 優良割引率は損害率による算定方式を採用。共済金支払いによる単年の割引率ダウンは最大20%まで抑えられています。また、解決まで時間を要する重大事故などでも最長2年間しかロスカウントされず、過去の事故を長く引きずりません
- ④ 事故処理も契約者様毎の担当者制を採用、事故担当者の顔が見える円滑な事故処理を行います
- ⑤ 決算剰余金が出た場合、利用分量配当金として還元します(過去最高33%)
- ⑥ 不測の事態に備え、対人・対物の再共済制度に加入していますのでご安心ください
- ⑦ 損保の代理店業務も行っております。年間取扱保険料約5億円の大型代理店で、4メガ損保の商品(貨物補償制度・業務災害補償制度など)を取り扱っております

ご相談はお気軽に **東北交通共済 岩手支部** までお寄せください
ご連絡いただければ職員がお伺いしてご説明申し上げます

〒020-0891 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目 9-1 岩手県トラック協会内

☎ **019-638-1281** Fax **019-638-1577** 担当 佐藤・大石

又は岩手県トラック協会 亀田専務理事(東北交通共済理事)まで

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

岩手県 最低賃金

令和7年
12月1日
から
時間額

1,031 円

前年比

79円

UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
岩手労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



岩手労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



1 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R7.9)